別表六(一)の表中

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額（別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「25」のうち多い金額）又は（別表十七(二の二)「30」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額）	5

を

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額（別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「24」のうち多い金額）又は（別表十七(二の二)「30」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額）	5

に、

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額（別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「25」のうち多い金額）又は（別表十七(二の二)「30」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額）	17

を

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額（別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「24」のうち多い金額）又は（別表十七(二の二)「29」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額）	17

に改める。

別表六の二二の記載要領第二号中「第39条の124の５第１項」を「第39条の124の４第１項」に、「第39条の124の６第１項」を「第39条の124の５第１項」に改める。

別表十一(一)の表及び別表十一(二)の表中

平　・　・	
平　・　・	

を

・　・	
・　・	

に改める。

別表十一(四)の表中

1	平　・　・	

を

1	・　・	

に、

2	平　・　・ 平　・　・	

を

2	・　・ ・　・	

に、

3	平　・　・	

を

3	・　・	

に、

22	平　・　・	

を

22	・　・	

に、

平　・　・ 平　・　・	
平　・　・ 平　・　・	
平　・　・ 平　・　・	
平　・　・ 平　・　・	
平　・　・ 平　・　・	

を
